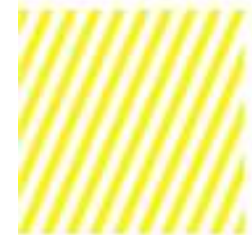


## 資料3-2

# 令和2年度 第2回 茨木市都市計画審議会

令和2年 11月13日

次なる  
茨木へ。



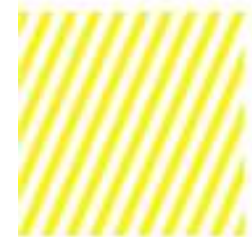
茨木には、次がある。

## 意見聴取案件

### 特定生産緑地の指定について

生産緑地法第10条の2に基づき、  
特定生産緑地の指定に関して都市計画審議会の意見を聴取するもの

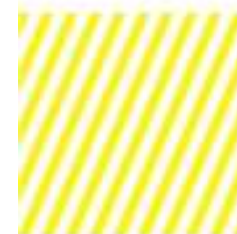
次なる  
茨木へ。



茨木には、次がある。

- 1 特定生産緑地制度
- 2 指定受付・申請状況
- 3 指定予定箇所
- 4 指定スケジュール
- 5 令和3年取組予定

次なる  
茨木へ。



茨木には、次がある。

# 1 特定生産緑地制度

## (制度説明)

平成4(1992)年 生産緑地法改正

多くの生産緑地が指定 (約9割が平成4年指定)

⇒ 令和4(2022)年で指定後30年

(買取り申出の「申出基準日」)

指定後30年(申出基準日)を経過すると…

- 土地利用の制限は継続する。
- いつでも買取り申出 (≡解除手続き) が可能となる。
- 税制特例措置が段階的になくなる。

(制度説明)

平成27(2015)年 都市農業振興基本法制定

都市農地の多様な役割を踏まえ、

『宅地化すべきもの』から、

『都市にあるべきもの』に位置付けられた。

(平成28年都市農業振興基本計画)

⇒ 適切に保全を図っていく必要

(制度説明)

平成29(2017)年 生産緑地法改正

## 特定生産緑地制度が創設

※いつでも買取り申出が可能となる

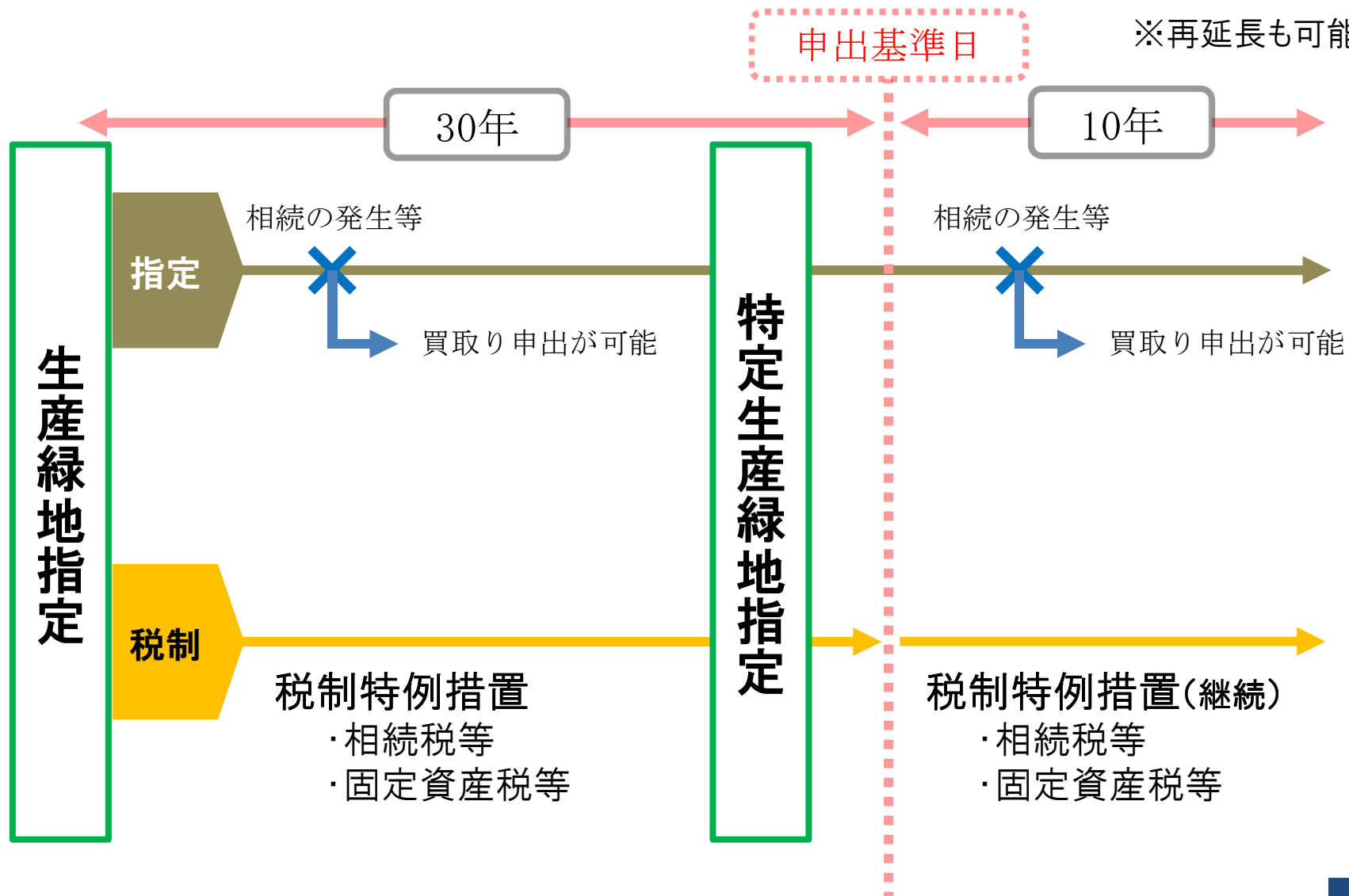
申出基準日を10年間延長（再延長も可能）

申出基準日までに、特定生産緑地指定を受けると…

- ・ 申出基準日が10年間延長
- ・ 税制特例措置の適用も10年間延長

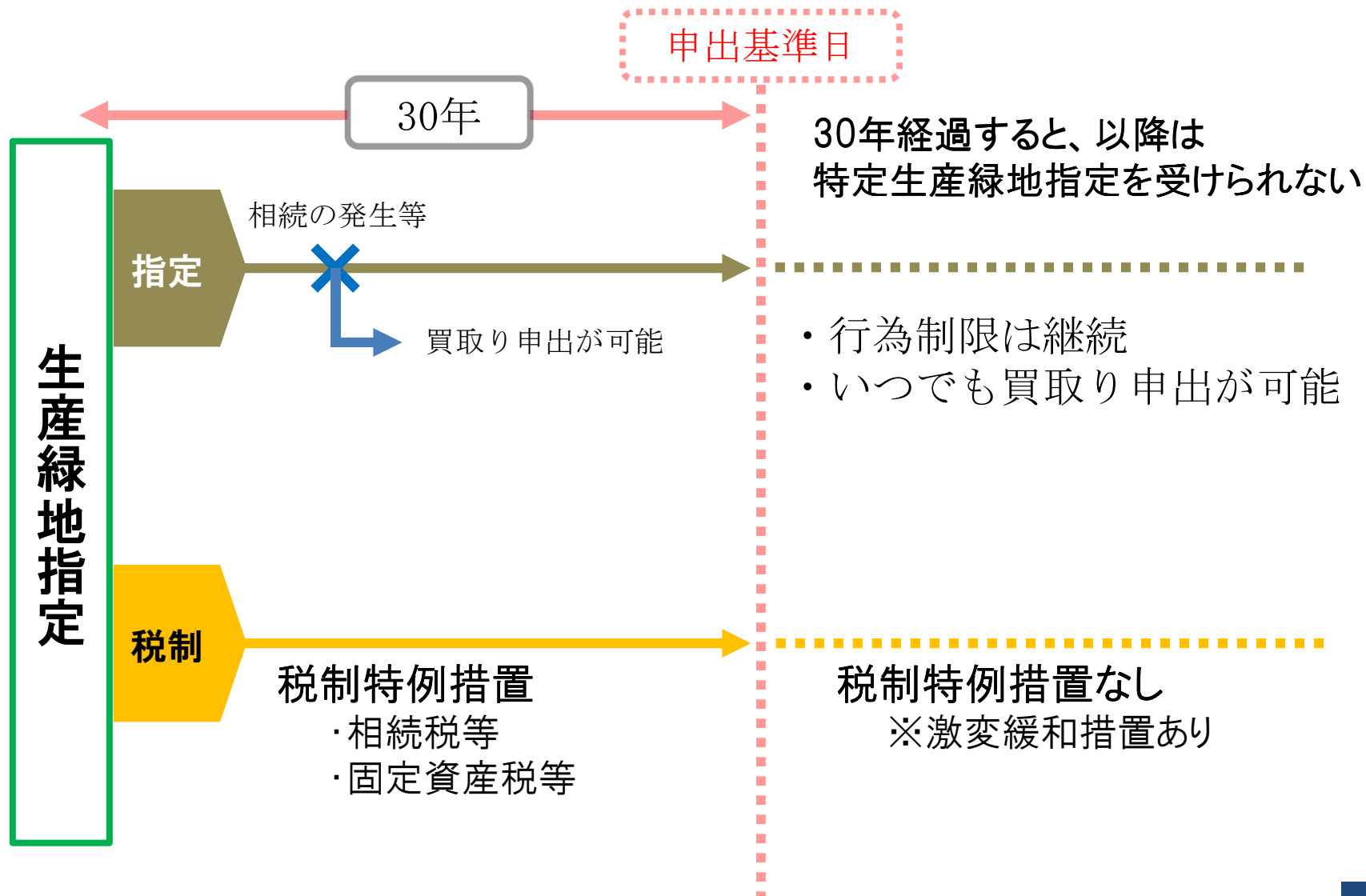
# 1 特定生産緑地制度

(特定指定を受ける場合 (イメージ) )



# 1 特定生産緑地制度

(特定指定を受けない場合 (イメージ) )





## 2 指定受付・申請状況

(受付)

受付対象

### 平成4年～平成5年指定の生産緑地

生産緑地 指定年	特定生産緑地 指定受付	備 考	面積 (ha)
平成4～5年	○	平成4～5年指定の生産緑地が 全体の約9割を占める（面積ベース）。	44.71
平成6～8年	該当なし		-
平成9年～	×	申出基準日まで相当の期間があるため、 令和2年の受付対象外とした。	5.79

## 2 指定受付・申請状況

(受付)

受付期間 (令和2年指定)

令和2年4月13日 (月)

～ 令和2年8月31日 (月)

(令和2年9月以降の受付は、令和3年に指定予定)

(受付)

### 権利者への周知

- 該当権利者への個別郵送（令和2年4月）
- 広報いばらき（4月号掲載）
- 農業委員会だより（第173号 ※R2.4月発行）

※5月に予定していた説明会（農業委員会・茨木市農協共催）は、  
コロナウイルス感染拡大防止のため中止

## 2 指定受付・申請状況

(受付)

	地区数	面積	(参考)土地数
申請受付	134 地区	20.12 ha	337 筆

《参考》進捗率 (令和2年8月31日現在)

受付対象生産緑地 (平成4～5年指定)	44.71 ha	665 筆
申請受付済	45.0%	50.7%
生産緑地 (全体)	50.50 ha	766 筆
申請受付済	39.8%	44.0%

#### (指定に関する生産緑地法の定め)

第10条の2<sub>(抜粋)</sub> 当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるもの(※)を、  
特定生産緑地として指定することができる。

#### (※) 具体的内容

各市町村によって農地の賦存状況が異なるため、国としては明確な基準を設けておりません。地域の实情に沿って指定をして下さい(国交省作成 特定生産緑地指定の手引き)。

(法を踏まえた指定の考え方)

下記 **I ~ III** を満たす生産緑地について、  
特定生産緑地指定を行う。

- I 農地等として適切に管理されていること
- II 生産緑地指定条件（生緑法第3条第1項各号(※)）を満たし、かつ、  
今後10年にわたって満たすことが見込まれること
- III 所有者が指定を受ける意向を示していること

(※)生産緑地法第3条第1項各号の具体的内容

- ①公害又は災害の防止、農林漁業と調和した良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。
- ②一団の農地（300㎡以上）を形成すること。
- ③用排水その他の状況を勘案して、農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められること。

### 3 指定予定箇所

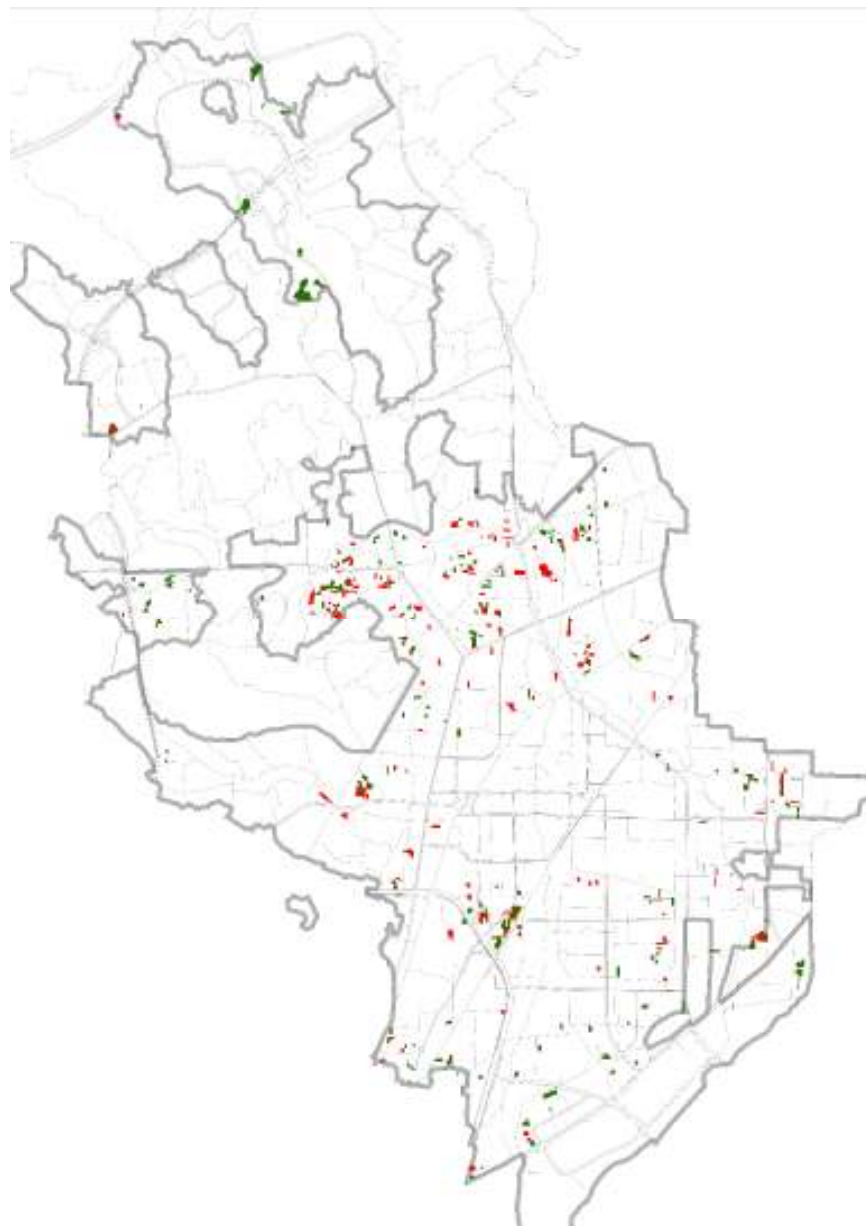
(指定予定)

申請受付した生産緑地は、

いずれも『指定の考え方』に合致する。

	地区数	面積	(参考)土地数
特定生産緑地 指定予定	134 地区	20.12 ha	337 筆

### 3 指定予定箇所



(指定予定 案件一覧図)

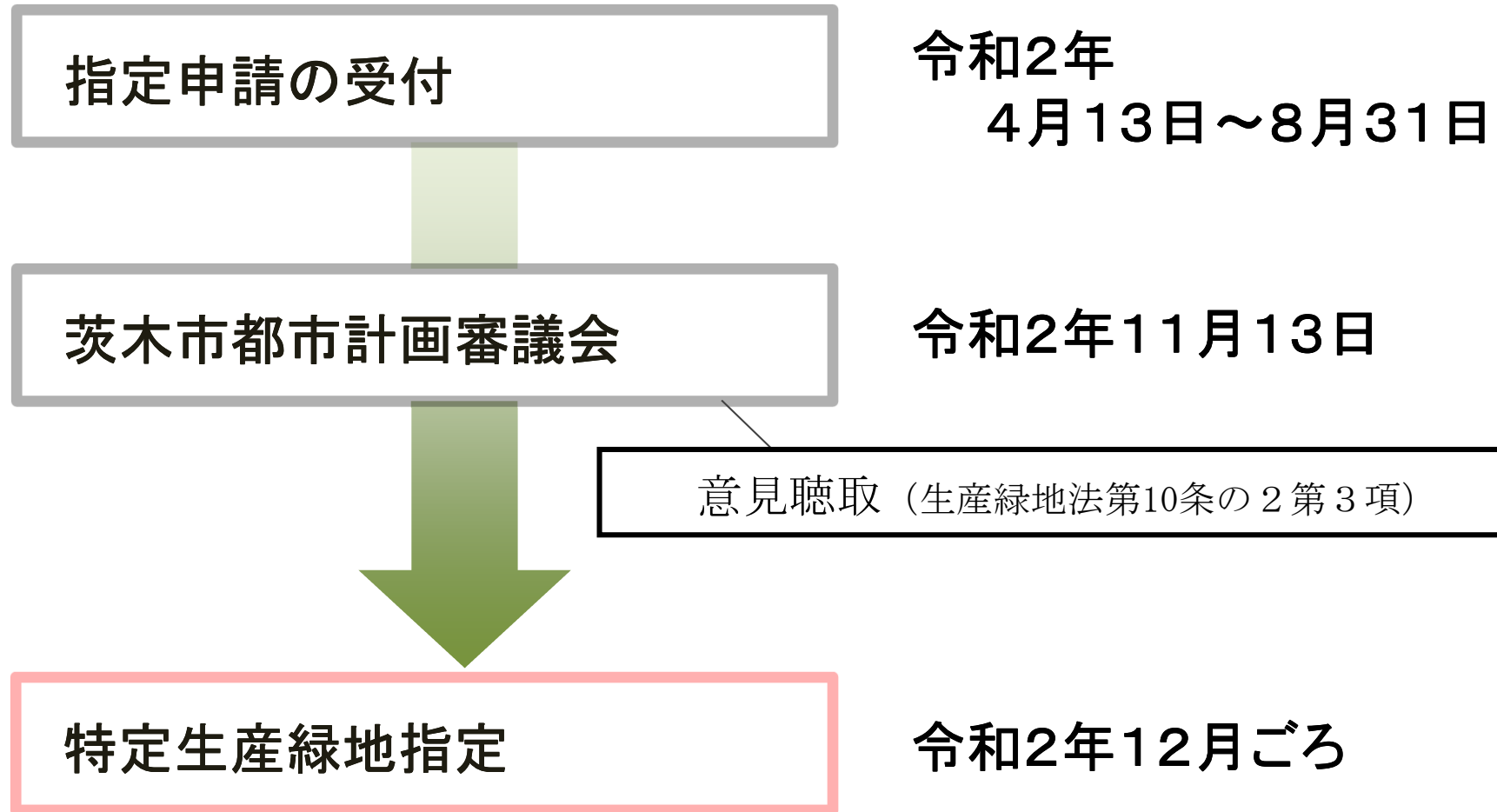
生産緑地のうち  
赤色着色が指定予定箇所

各地区の位置及び面積は、  
資料3-1を参照



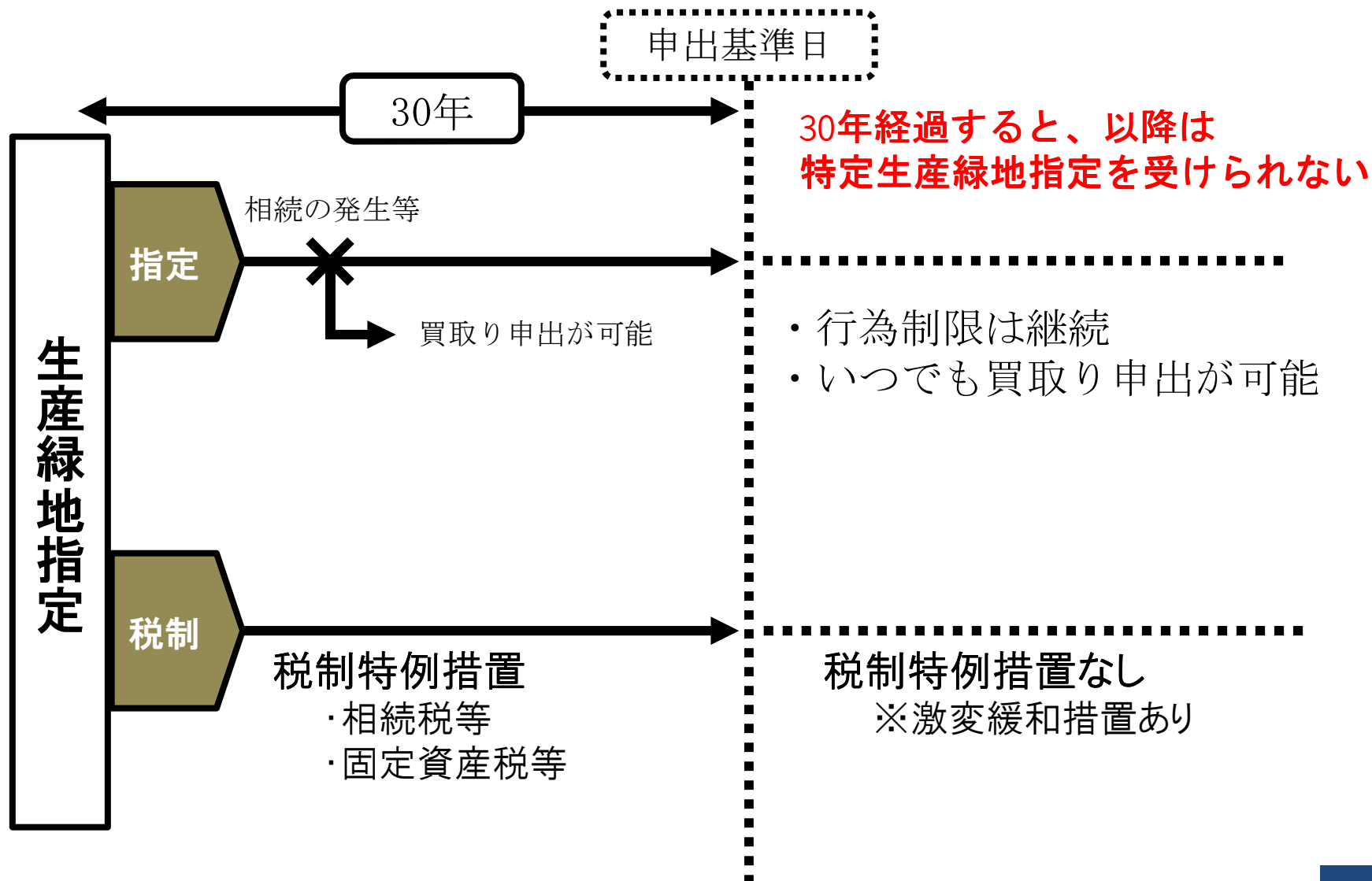
## 4 指定スケジュール

(スケジュール)



# 5 令和3年取組予定

## (スケジュール)



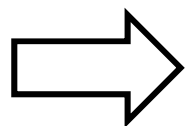
受付期間（令和3年指定）

令和2年9月1日（火）

～ 令和3年8月末ごろ

平成4年に指定された生産緑地は、

令和3年までに特定生産緑地指定を受ける必要



個別郵送を再度実施するなど、  
該当者への適切な周知に努める